

広島市告示（安佐北区）第51号
令和7年7月4日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定に基づき、平成10年1月12日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した上中三区町内会（代表者 川本 祥平）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松 井 一 實

1 変更があった事項
規約に定める目的

2 変更の内容

	旧	新
規約に定める目的	会は、地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって住民相互の <u>連絡</u> 、環境の整備、集会施設の維持管理を行い、住みよい地域づくりを推進することを目的とします。	会は、地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって住民相互の <u>連携</u> 、環境の整備、集会施設の維持管理を行い、住みよい地域づくりを推進することを目的とします。